

要 望 項 目

(一社)宮城県建設業協会

1. 被災地工事における復興係数拡大と諸経費の係数化導入について

被災地工事現場において、資材納入量が標準歩掛の必要量がタイムリーに納入されずに、生産性も極端に低下している実態から、昨年 10 月 1 日以降の案件より、土工・コンクリート工の関連 32 工種に対し、日当たり作業量を 10% 補正した「復興歩掛」が運用されるとともに、11 月 6 日からは資材供給会社のダンプ等不足により、施工会社が引き取りに行っている実態や、ストックヤードに一時仮置きし、二次運搬している標準作業以外の作業の実態に対し、必要に応じて設計変更できる仕組みを構築されましたことに大変感謝をしているところであります。

一方で、被災地における復旧・復興事業においては、全工種において同様に日当たり作業量が低下している実態で、かつ、乖離の度合いも 10%以上の低減であることから、現場実態に即した復興歩掛の補正係数の設定と被災地工事の全工種への拡大をお願い致します。

また、被災地工事現場では、作業量の低減とともに、受注者の責によらない手待ち等の部分も非常に大きく、工事が延伸する傾向で、直接工事費以外の諸経費も大幅に増加傾向にあり、赤字を膨らませる要因ともなっております。大都市係数において乗じられる補正係数については、直接工事費は勿論のこと、共通仮設費及び現場管理費にもそれぞれ 1.5 倍、1.2 倍の補正係数が乗じられていることから、復旧・復興事業においても、大都市係数と同等以上に共通仮設費及び現場管理費への補正係数の早期導入をお願い致します。

さらに、これらの現場実態については、現在施工している工事において生じている実態であり、これらの係数措置にあたっては、復興歩掛が適用された10月1日現在の残工事分に遡っての運用をお願い致します。

2. 見積価格でのインフレスライド対応による設計変更について

スライド条項における単品スライドの運用にあたっては、変動後の実勢価格の算定において、「実勢価格は対象材料を搬入した月の物価資料の価格」とされており、仙台地区の生コン単価の例をとっても、H23.4より10,000円の購入価格に対し、設計価格は8,500円で、設計価格が追いつくまで1年を有するとともに、H24.4の実際の購入価格は既に11,000円に上昇しており、いつまでも乖離は埋まりません。しかも、単品スライドでは、材料費のみが対象となり、設計段階の当初から加味されていれば諸経費も掛け値で加味され全体経費も実態に即した形ではありますが、単品スライド対応となると請負額の1%は受注者負担で、かつ、間接経費がまったく見られない実態では、その分がそのまま赤字額となってしまいます。

今後さらに加速化する復旧復興事業において、各種資材も大量に必要とされるなか、昨年9月からの電気料金値上げや、為替による燃料油等高騰の影響により、資材の値上がり要因が非常に大きいなか、これまでの単品スライド等では対応しきれない状況で、不調不落の増加にも起因することから、市場を的確にとらえた見積価格により諸経費も加味されるインフレスライドでの対応をお願い致します。

なお、スライド条項の申請等手続きにあたっては、その煩雑さを解消するため、運用手法と書類の簡素化・簡便化を早期実現されるようお願いいたします。

3. 復旧・復興事業における資金繰り対策について

被災地の日も早い復興のため、地域建設業はこれまで以上の施工実績により、様々な工夫を実践し取り組んでおりますが、復旧・復興事業においては、ほとんどの案件で設計変更が伴い、最終段階での設計変更となることが想定されております。

地元中小建設業の資金繰りは、前払金が被災地特例で5割に引き上げられ、大変助かっている一方で、設計変更が最終となることから、中間前払金或いは延長された地域建設業経営強化融資制度の活用においては、出来高の確定が出来ないがために、完成引き渡し後の精算まで、立て替えが生じることとなり、復旧・復興事業に携わる地域建設業においては、経営的に成り立たなくなるのではないかと、大きな危機感を頂いているところであります。

また、地方自治体発注工事においては、5億円程度以上が議会承認案件となり、工事落札から工事本契約まで数ヶ月、また、工事完成から設計変更・議会承認までに6ヶ月以上を要するとされ、技術者が長期間余計に拘束されることから、工事期間に要する時間が余計にかかるとともに、技術者の次工事への配置が効率的にできないことが、被災地での復興のスピードを遅らせるのではないかと懸念が抱かれております。

そのようなことから、復興のさらなる加速化を図り、復旧・復興事業に取組む地方中小建設業が存続できるよう、中間前払金及び地域建設業経営強化融資制度が確実に活用できる制度の確立をお願い致します。

4. 平成26年度設計労務単価の引き上げについて

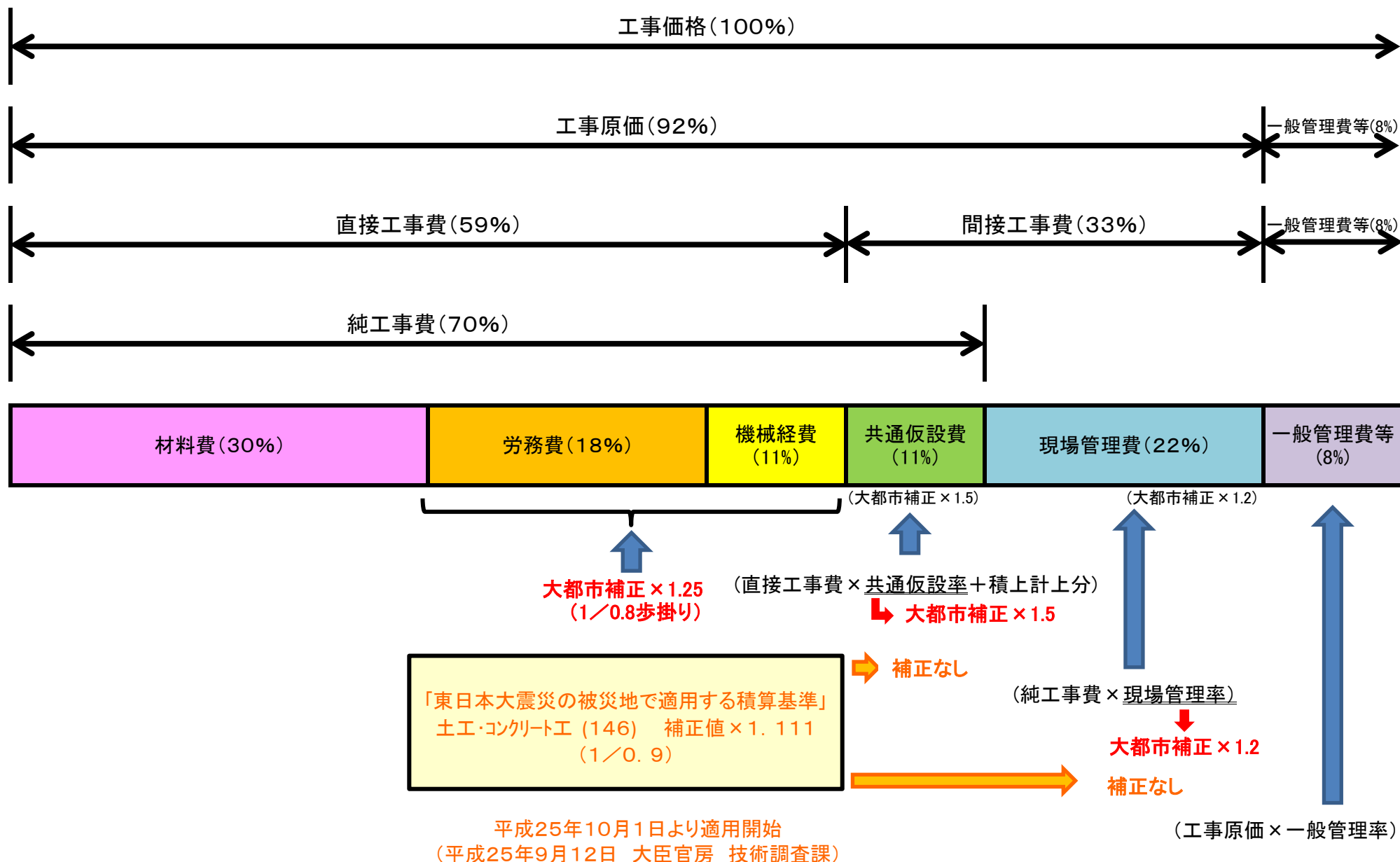
平成25年度設計労務単価においては、大幅な引き上げをして頂き、復旧・

復興事業における単価の乖離も解消し、大変感謝をしているところであります。

一方で、復旧・復興事業が加速化し、国土強靱化基本法の成立、さらには東京オリンピック開催決定と、建設需要が大幅に増加する状況で、現場においては労働者確保のための費用が上昇傾向にあり、加えて建設業離れが進んでいた建設業界において、地域及び住民の安全安心を確保する建設労働者の人材育成確保が急務であることから、その人材育成に係る教育等の費用も加味した設計労務単価の設定が必要であります。

全世界から受けた支援に対し、2020年の東京オリンピックにおいて、被災地の素晴らしい復興を遂げた姿を披露するためにも、被災地における労働者の確保と人材育成を図り、安心して復旧・復興事業に傾注できるように平成26年度設計労務単価のさらなる引き上げをお願い致します。

工事費構成比率(土木の標準的な工事費とする)



「市場価格」と「設計価格」との差 【標準物:21-18-20 N】（仙台地区）

